

大阪市立波除小学校 「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「考える子・やりぬく子・仲のよい子」育成のために「大阪市立波除小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

①【いじめを決してゆるさない】

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重する取り組みを進めていく。

②【未然防止】

未然防止のため、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

③【早期発見】

早期発見のため、全ての教職員、地域、保護者、関係諸機関が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めていく。また、ささいな兆候であっても、いじめにつながるかという意識をもち、児童の人間関係の変化を注意深く観察し、早い段階からの的確に児童へ関わっていく必要がある。さらに、定期的ないじめアンケート調査を活用し、書かれた内容について個別に対応していく。

④【早期解決】

いじめ対策委員会を設置し、組織として対応していく。いじめられた側の児童を守り抜くという姿勢を示し、児童と保護者に安心感と信頼を得ることができるようにする。いじめた側の児童には事実関係を明確にしていく中で、行為の不当性に気づかせ毅然とした姿勢で指導にあたる。

⑤【地域連携】

地域の中で育つ子どもの健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭とが、子どもの気になる点について伝え合えるような関係を築く。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

①【児童が主体的に取り組める授業】

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に取り組む活躍できる学校づくりを進めていく。

②【児童が活躍できる授業】

すべての児童が主体的に授業に取り組み、挙手をしたり、発表をしたり、話し合ったりと様々な授業場面で活躍できる児童が増えるよう授業改善を進める。

③【指導力の向上】

研究部を中心とした校内研究をはじめ、諸関係機関の研修会に参加するなど、指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

①【友だちから認められる学級づくり】

学級での係り活動や学級での様々な取り組みを通して、児童が互いにかかわり合いながら、友だちの役に立っている、みんなから認められているという思いが感じられるようにする。

②【集団づくり・仲間づくり】

児童会活動での異学年交流や、児童集会でのペア学年活動などを通して、人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努める。

③【児童を誉める・認める】

児童は、自分が認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできるという考えにたち、学校生活の様々な場面で、児童を誉め、認めるという教職員の姿勢を確立していく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①【励ましあう、認め合う教育活動】

年間計画に沿って、人権教育や道徳教育、学級活動の取り組みを進め、励まし合ったり認め合ったりすることの大切さや、児童自ら体験できる活動を取り入れ、さらなる充実を図っていく。

②【実感を伴う人権教育】

大阪府教育委員会作成「人権教育教材集・資料」の活用や、視聴覚教材、ゲストティーチャーを招いての体験参加型学習に取り組むなど、実感を伴った人権教育の取り組みを進めていく。それらの中で、児童の自尊感情をはぐくみ、一人一人を大切にし、お互いを認め合える温かい集団づくりを進めていく。

③【観衆・傍観者もゆるさない】

いじめをはやしたてる「観衆」、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、いじめを助長しいじめに加わっているのと同じことであることを伝えていく。

④【情報モラルへの取り組み】

情報モラルに関する取り組みを進めていく必要がある。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①【児童観察の充実】

出席をとるときに顔を見る、音楽や理科、算数など担任の目が離れた時の様子を聞く、保健室での様子を聞くなど今まで当たり前に行ってきたことを、意識的にを行い、児童観察の充実はかる。また、ささいな変化に気づくことができるよう、児童に関わる学校関係者、保護者、地域諸団体の指導者などと常に伝えられる関係を保っていく。

②【児童の変化の共有】

気になる変化が見られたり、遊びやふざけに見えるものの気になる行為があったりした時には、「いつ・どこで・誰が・誰と・なにを・どのようにした」と、校務支援システムなどを活用し、教職員が共有できるようメモをしていく。

③【アンケートの活用】

教育委員会の指示に従い、アンケート調査を実施する。そこに記入された内容について聞き取りを行い、個人的な指導につなげる。

④【外部機関の活用】

保護者、学校関係者に話しにくいという児童については、スクールカウンセラーを積極的に活用していく。

⑤【相談窓口の周知】

外部機関やいじめ相談窓口の保護者・児童に周知していく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①【いじめ対策委員会の設置】

いじめを把握したとき、または、注意してみていく必要があると判断する事象を確認したときは、管理職及び生活指導部会へ連絡する。いじめ対策委員会の開設が必要と判断した場合は、関係教職員出席のもと、いじめ事案の内容を報告する。さらに事実確認が必要と判断したときには、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

②【いじめ対策委員会を中心に組織として取り組む】

学校として対策するべきいじめであると判断された場合、被害児童のケア、加害児童の指導、問題の解消まで、いじめ対策委員会が責任をもつこととする。具体的には、児童への聞き取りや家庭訪問など担任や学年だけでなく、委員会のメンバーからも積極的に加わっていく。そこで、聞き取ったことや保護者の思いなどを、委員会のメンバーで共有し、対応にあたる。

③【被害児童への寄り添い、加害児童への包括的指導】

被害児童に対しては、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝え、保護者に対しても学校全体で児童を守り通すこと、秘密を守ることを伝える。さらに、いじめの内容や関係児童の状況に応じて、いじめられた児童に寄り添っての体制をつくっていく。

加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた側の児童が抱える問題、その背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④【外部機関への報告】

児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じると判断される場合は、教育委員会に報告するとともに、警察などの関係機関と連携していく。

⑤【ネット上のいじめについて検討】

ネット上のいじめに対しては『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用ができるよう検討していく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめ対策委員会

召 集 管理職

構 成 校長、教頭、養護教諭、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、学級活動主任、道徳主任、上記にメンバーのいない学年から1名
計11名

オブザーバー スクールカウンセラー

役 割 ・ いじめに関する事案が発生したときには事実の確認をし、対策案などについて協議する。
・ いじめにつながる小さな芽の早期発見に努め、いじめを未然に防止する学校づくりを進める。

【年間計画】

【委員会の実施時期等】

- ・ 年度の初め…波除小学校いじめ防止基本方針作成に関わって実施する。
- ・ 第1回アンケート実施後…結果の評価・検討
- ・ 適宜…いじめ事案が発生したときに召集する。

【調査等】

- ①児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・10月・2月）
- ・ 集計は担任が行う。（6月は全項目集計・2月は大設問のみ集計）
 - ・ 記述された内容をもとに、聞き取りを行ったり、学級での指導をしたりする。
 - ・ 集計した数値よりも記述された内容に重きを置いて対処する。
 - ・ アンケート用紙は活用後、校長室で保管する。
- ②保護者対象いじめアンケート調査 年1回（ 月）

【研修会】

- ・ 人権教育実践研修会（ 月）
- ・ 生徒（生活）指導研修会（ 月）

月の設定は、年度当初のそれぞれの部会で決定する。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ 学校だよりなどを通して、いじめ問題の重要性の認識を広める。
- ・ いじめ事象が起こった時に、より緊密な連携が取れるよう、普段から児童の様々な状況について伝えられる関係をPTA・保護者と保っておく。

(3) 取組内容の検証

- ・ P D C Aサイクルの活用を研修していく。「教育指導の計画」と関連性を持たして、年間2回の検証できるようにしていく。
- ・ 教職員への取組評価アンケートの実施、児童アンケートを集計し結果の検討等を行い、取り組み内容の検討を行う。
- ・ 上記の内容を踏まえ、年度末に「基本方針」の内容を検討する会議を設定する。

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ・ 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）の徹底
 - ・ いじめ対策委員会で調査し、事実関係の明確化を行う。
 - ・ 被害児童及びその保護者への適切な情報を提供する。その内容・提供方法については、いじめ対策委員会で検討・実施する。
 - ・ 教育委員会へは、逐一、すべてを報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

